

平成30年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 監査対象 | 西武造園株式会社（四日市市少年自然の家、四日市市水沢市民広場）
こども未来部こども未来課青少年育成室（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成31年 1月18日 |
| 4 監査結果報告 | 平成31年 3月18日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【西武造園株式会社】

<p>(1) 協定書に定められた報告書等について 小規模修繕を実施したときは、基本協定書第18条第3項において、実施後に修繕前と修繕後の写真を報告することとなっているにもかかわらず、修繕費にかかる月次報告書において、修繕前の写真の添付がなされていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月25日 修繕前の写真を月次報告書に添付していなかった小規模修繕について、修繕前の写真をこども未来課に提出し、改めて報告した。</p>
<p>(2) 使用許可について 使用許可を決定する際に決裁がとられていなかった。全ての使用許可について、決裁をとること。</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月25日 使用許可申請書に決裁欄を設け、全ての使用許可において、所長の決裁をとることとした。</p>
<p>(3) 文書管理について 業務日誌において、修正テープによる訂正及び鉛筆による記載が見受けられた。不正防止の観点からも文書を訂正する際には、訂正印による訂正及びボールペン等による記載に改めること。</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月25日 業務日誌において、修正テープにより訂正していた箇所にあつては、2重線で消し訂正印を押す方法により訂正をし、鉛筆書きの箇所にあつては、ボールペン等の消えない筆記具で記載した。 また、職員研修において文書の修正時には、訂正印による訂正及びボールペン等で記載することを周知徹底した。</p>

【こども未来部こども未来課青少年育成室】

<p>(1) 備品管理について 指定管理者に貸与している備品において、備品ラベルが貼付されていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月25日 指定管理者に貸与していた備品で備品ラベルが貼付されていなかったものについて、ただちに備品ラベルを貼付した。</p>
---	--

平成30年度 公の施設の指定管理者監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	公の施設の指定管理者監査
2 監査対象	西武造園株式会社（四日市市少年自然の家、四日市市水沢市民広場） こども未来部こども未来課青少年育成室（指定管理に関する事務の所管所属）
3 監査実施期間	平成31年 1月18日
4 監査結果報告	平成31年 3月18日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【西武造園株式会社】

<p>(1) 主催事業について ア 指定管理者のノウハウを活用した環境教育のための取組みを新たに検討しているとのことである。本市は歴史的背景から環境分野に力を入れてきた自治体であるため、所管課だけでなく関係部局と情報交換を行い、取組みを進めていくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 元年 8月 6日 平成31年度の事業計画の中で指定管理者の環境教育のノウハウを生かした事業として、8月6日のアウトドアセミナーで「富良野自然塾」体験を実施した。今後も関係部局と協議しながら環境への取組みを進めていく。</p>
<p>イ 予定していた事業のうち、関係団体との調整がつかず中止したものがあつたとのことである。新規事業については、事業計画書を提出した段階で所管課と十分に協議を行い、市の意見も取り入れた上で実現に向けて進めていくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 4月30日 平成30年度に中止にした事業については、10月に事業の実施が決定した。 今後も新規事業については、青少年育成室と十分に協議し実現に向けて進めていく。</p>
<p>ウ 水沢市民広場は、美しい星空を眺めることができるため「星の広場」として親しまれており、少年自然の家には天体望遠鏡の備えもあることから、プラネタリウムの運営を行っている博物館と連携し、市民がより自然の星空に親しむことのできる取組みについて検討すること。【要望事項】</p>	<p>【検討中】 令和 元年 9月18日 自然の家で宿泊を伴う事業の中で、随時ナイトハイク、天体観測などを実施している。今後は、これらの事業で博物館と連携した事業の実施について検討していく。</p> <p>【措置済】 令和 2年 3月18日 令和2年度の主催事業を計画する中で、博物館の取組事例を基に天体観測について検討を行い、より市民が自然の星空に親しむことができるよう民間の団体から講師を招いた主催事業「家族で星空観察会」を企画した。 (令和2年8月22日開催)</p>

<p>(2) 利用者の安全について 利用者の安全のため、宿泊利用がある場合は、宿泊専門員と普通救命講習を受講した常勤スタッフ1名が宿泊して24時間体制をとっている。さらに、医療面においても医療機関や引率者と連携して対応できるよう体制を整えるとともに必要な知識を共有すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 9月18日 職員全員が救急救命講習を受講し、緊急時に対応できるようにしている。今後も随時講習内容の確認を行うとともに、近隣の医療機関との連携を密にして、迅速に対応できる体制を整えていく。</p>
<p>(3) 不審者対策について 監視カメラやオートロックの設備もない状況下にあるため、安全確保はスタッフの熟練した対応にかかっている。さすまた等の防犯備品の設置状況の確認や使用訓練を十分に行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 3月18日 夜間の救急体制については、引き続き職員が緊急時に対応できるように普通救命講習の内容を確認するとともに、医療面については、危機管理マニュアルを再確認し、近隣の医療機関の連絡先を事務所内にわかりやすく掲示することで、緊急時に備えることとした。</p>
<p>(4) ボランティアスタッフの育成について 小学生、中学生、大学生を中心にボランティアスタッフとして主催事業に参加してもらっている。継続的に参加してもらえよう、市と連携しボランティアスタッフの育成に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 9月18日 毎月実施している職員研修時に、さすまた等の防犯備品の配置の確認を行うとともにその使用訓練を実施していく。</p>
<p>(5) 使用許可について 行政財産の目的外使用許可に関する業務は市の責任において実施することとなっている。使用許可の申請があった際に目的内の使用か否か判断が難しい場合は、所管課と十分協議し、慎重な取り扱いを行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 3月18日 安全確保のため、市と協議のうえ、防犯カメラを令和3年度に設置することになった。防犯備品の使用訓練についても引き続き実施していく。</p>
<p>(4) ボランティアスタッフの育成について 小学生、中学生、大学生を中心にボランティアスタッフとして主催事業に参加してもらっている。継続的に参加してもらえよう、市と連携しボランティアスタッフの育成に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 4月30日 平成31年度には、小中学生のジュニアスタッフ71人、高校、大学生のサポートスタッフ35人の登録があった。市と情報共有しながら、スタッフたちと連携して事業を推進するとともに、スタッフたちの育成にも努めていく。</p>
<p>(5) 使用許可について 行政財産の目的外使用許可に関する業務は市の責任において実施することとなっている。使用許可の申請があった際に目的内の使用か否か判断が難しい場合は、所管課と十分協議し、慎重な取り扱いを行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 4月 1日 使用許可の申請があり、目的内の使用かどうかの判断が難しい場合は、まず所管課へ報告し、十分協議し慎重な取り扱いを行うことにした。</p>
<p>【こども未来部こども未来課青少年育成室】</p>	
<p>(1) 指定管理者への指導監督について 指定管理者から提出された報告書において、基本協定書の定めに従い添付すべき写真が添付されていないにもかかわらず、補正を求めるなどの必要な指導を行うことなく当該報告書を受け取っていた。受領時に確認し、適切に指導すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月25日 月次業務報告書において、必要な写真の添付がなされていることを報告書の受領時に確認することを徹底し、添付がなければ、ただちに指定管理者に補正を求め、適切に指導することとした。</p>
<p>(2) 文書管理について 月次業務報告書において、翌月末の連絡調整会議の会議資料として、他の会議資料とあわせて供覧されていた。報告書受理後速やかに重要事項を整理したうえで供覧すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月25日 指定管理者から提出された月次業務報告書は、受領時に内容を確認し、速やかに課内で供覧を行うこととした。</p>

<p>(3) 少年自然の家の利用促進について 指定管理者から提出された事業計画書において、企業からの使用の申し入れがあった場合も施設の設置目的を踏まえて幅広く利用を受け入れるという旨の記載があるが、担当課としては四日市市少年自然の家条例に定められた使用者の範囲として、新入社員研修などの一部の目的を除き、企業は含まれないと解釈しているとのことである。今後、少子化により利用者の増加を見込むのは難しくなると考えられるため、当施設の設置目的を妨げない範囲で、条例解釈と事業計画書の記載に整合性を図り、幅広く利用を受け入れられるよう、利用促進を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 4月 1日 社会教育施設という施設の性質上、企業等の利用は難しいと考えているが、利用の目的等を聞き取り、その利用内容が設置目的を妨げないものであれば、柔軟に対応することとした。</p>
<p>(4) 事故報告について 事故が発生した数日後に事故報告書を受領し供覧している事例が見受けられたが、発生直後に指定管理者から連絡を受けたことや、それに対する市側の対応については特に記載がない。事故発生直後に報告を受け、市として速やかに対応を行ったのであれば、その旨を書面で記録に残しておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月25日 事故の報告が入った時点で、経過を聞き取り書面に残し、後日提出される事故報告書にその書面を添付して決裁をとることとした。</p>
<p>(5) 施設のバリアフリー化について 高齢者や障害者等が利用しやすい施設になるよう、指定管理者から現状について確認したうえで、トイレの洋式化などバリアフリー化のための改修について計画的に取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 9月18日 トイレの洋式化については、現状確認し指定管理者と協議して、可能な部分から予算要求を行い対応していく。</p>
<p>(6) 工作物の修繕について 水沢市民広場に設置されている看板、掲示板等の工作物に経年劣化がみられるため、修繕を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月28日 水沢市民広場に設置されている掲示板等の工作物について、修繕を行った。</p>
<p>(7) 備品の安全確保について 取得から30年以上経過している備品が多くあるので、安全に使用できるか十分に確認を行い、事故防止に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成31年 3月25日 備品については、指定管理者に貸出しを行い、適切に使用・点検を行っている。今後も指定管理者と協議を行いながら、事故防止に努めていく。</p>
<p>(8) 監視カメラの設置について 少年自然の家には監視カメラが設置されていない。児童・生徒が利用する施設であることから、不審者の侵入対策は厳重に行う必要がある。防犯対策の強化のため、監視カメラの設置について検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 元年 9月18日 防犯対策強化のため、監視カメラの設置は必要であると考えられるため、令和2年度に設置できるよう予算要求する予定である。</p> <p>【措置済】 令和 2年 3月18日 令和2年度予算要求を行い、監視カメラの設計を実施し、令和3年度に設置をすることになった。</p>